

第1回 利害関係者からの意見聴取結果について

意見聴取期間

平成29年3月24日～4月21日

対象評価報告書案

マサバ太平洋系群（青森太平洋・岩手・宮城・福島・茨城・千葉） ver.0.1.2

マイワシ太平洋系群（青森太平洋・岩手・宮城・福島・茨城・千葉） ver.0.1.2

マアジ太平洋系群（青森太平洋・岩手・宮城・福島・茨城・千葉） ver.0.0.4

アオギス瀬戸内海西部(大分県)(大分) ver.0.0.4

参考資料 評価手順書（現行最新版 ver 1.0.0）

意見聴取対象組織

水産庁関係部局

水産関係全国団体

関係県漁業協同組合連合会

関係県水産研究機関

関係県農林水産部 水産担当部課 計 33機関

寄せられた意見と対応

プロジェクト全体並びに評価手順書にかかわる意見については、今年度予定されている次回の評価手順書改訂の際に反映させることといたします。

各魚種に対する意見と対応については、別紙の通り対応してパブリックコメント版に反映させました（誤字修正等は除く）。

意見の対象となった評価報告書のバージョンは、とくに公開しませんが、修正結果を盛り込んだパブリックコメント版は、ホームページに公開しています。

第1回 利害関係者意見集約結果 (公表版)					
評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P6	下から16行目：「資源量が多い時」とあるが、1992年級や1996年級の例を見ると加入量が多いが未成魚に対する高い漁獲圧により資源量の増大に帰結しなかったため、「加入量が多い時」とすべき。	「加入量が多いとき」に修正しました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	1. 1. 3. 1	P14	1. 1. 3. 1の評価（5点）について：チューニングVPAについては以下のような問題点が指摘されている（岡村・市野川 2016）ため、これらの問題点を追記するとともに4. 5点程度としてはどうか？：「VPA は、通常、親子関係（再生産関係）に何も仮定を置かないので、親子関係に関する情報が得られない。親子関係は、最適漁獲量を決定するのに重要であるので、これは不都合なところである。また、VPA は年齢別漁獲尾数が正しいことを前提にしているが、年齢別漁獲尾数は体長組成と年齢の関係などから推定されるものであり、不確実性がある。さらに、過去を遡ることによって推定するため、過去の資源量推定値は安定するが、最近の推定値の不確実性はかなり大きくなる。」	コホート解析で資源量を推定した場合は、手順書の評価手順①を適用しますが、本評価では「最近の推定値の不確実性」についてチューニングを行って考慮した場合を5点、そうでない場合を4点としました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	1. 3. 3. 2	P18	1. 3. 3. 2の評価（5点）について：漁獲方策上（ABC算定のための基本規則）では不確実性を考慮したABCtargetが設定されているが、実際のTACはABClimit（不確実性を考慮しないもの）に基づいている。このため、この点を追記するとともに、1点とすべきではないか？	TACを決定するのは資源管理者の役割ですが、本項目ではTAC決定のプロセスではなく、漁獲管理規則（HCR）に具備すべき要件としての予防的措置の有無を評価の対象としました。また、誤解を避けるため、「また、実際のTAC設定に当たっては不確実性を考慮して推定された将来予測を考慮している。」を加筆しました
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P25	3行目：「親潮」を追記すべきではないか？	「親潮」を追記しました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P26	2. 1. 3の評価（3点）について：3点とするにはその根拠（漁獲成績報告書に海洋環境や生態系の記述があること）の追記が必要。	海洋環境や生態系の情報があればより高得点（5点）になるのですが、漁獲成績報告書では「混獲や漁獲物組成等について部分的な情報を収集可能」との認識から3点としました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P36	下から3-4行目：「オキアミの2011年の値が小さいのは」とあるが2010年までの値しか出ておらず、文書の改訂が必要。	当該部分を削除しました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P44	下から2-3行目：最大で30%の操業日数削減に取り組んでいることから0. 7の係数が選択されているが、実際（実績）の削減率とすべきである。	ご指摘の通りですが、今回はそこまでの情報収集が出来なかったため便宜的に仮の数値を用いました。許容出来ないほどの過小推定にはなっていないのではないかと存じますが、今後情報収集に努めたいと存じます。
マサバ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	2. 3. 4	P46	2. 3. 4 水質環境への影響 利用できる情報がなく評価できないため1点となっているが、例えば労働条件の公平性では、「自殺者がいなかった」ことをもって、過酷な勤務状況でないと推定している等、項目によっては、かなりアバウトな推定方法を用いている例も散見される。本項目は、国際条約に基づく国内法に合致しているかどうかが主な評価内容となっている。労働条件の公平性等の項目の評価方法と同レベルで行うべきである。例えば、「水質汚濁防止法等により摘発される事例はないことから、適切な処理を行っている」と推定される。」で4点。5点をとるためには、対象水域における濃度や蓄積量が低いことが確認されているとなっているが、このような指標で評価することはそもそもデータがどこの海域においても存在せず、決して5点をとれない配点となっているのでは。2、3点となると法令違反の可能性あり。情報不足で1点では、点数の絶対値では法令違反より低い点数となり、あまりに不合理ではないか。	情報を精査し、記述を全面的に修正するとともに、4点の評価に変更しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マサバ太平洋系群	Ver. 0.1.2	3.2.1.1		管轄範囲 外国漁船による漁獲が相当数あることを考慮すると、5点（最高点）は過大採点な気がします（とはいえ、4点は基準が無い上に3点では低いと思うので現状5点が最も妥当かもしれませんが）	「ただし、公海における外国漁船の漁獲動向に応じて、効果的な国際的管理体制の構築が必要となる可能性があることを考慮して、中間点の4点を配点する。」と修正しました。
マサバ太平洋系群	Ver. 0.1.2	3.3.1.1		資源利用者の特定 本系群はほぼ全ての漁獲が北部まき網を含む巻き網、定置他の公的な許可・漁業権等によると思いますので、北部巻き網に限定した説明にしないでよいのでしょうか。	「また残りの部分についても定置他の公的な許可・漁業権等によって漁獲を行っていることから、」と修正
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2		P7	下から1-2行目：渡辺ほか（2016）では2020年にBlimitを上回る確率は100%であるため、「極めて高い」でも良いと思うが、P21の記述では2020年にBlimitを下回る確率は6%となっており0%の記載ミスと思われる。	修正しました（6%は2014年親魚量を下回る確率でした）。P21の記述もあわせて修正しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2		P17	1.1.3.1の評価（5点）について：チューニングVPAについては以下のような問題点が指摘されている（岡村・市野川2016）ため、これらの問題点を追記するとともに4.5点としてはどうか？：【マサバ太平洋系群へのコメント参照】	コホート解析で資源量を推定した場合は、手順書の評価手順①を適用しますが、本評価では「最近の推定値の不確実性」についてチューニングを行って考慮した場合を5点、そうでない場合を4点としました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2	1.1.3.2		資源評価の客観性 「有識者の助言協力を仰ぎ～」であることから、「外部査読が行われている」と判断されたのでしょうか。配点の際には、配点基準を満足すると判断した根拠を、基準と照らし合わせて示したほう説得力が増すと思われます。（「パブコメの受付」を「外部査読が行われている」と理解する人もいるかもしれません）	「報告書作成過程では、複数の外部有識者による査読を受け、外部有識者の意見を踏まえた報告書を作成し、さらに公開のブロックの資源評価会議に諮っている。」に修正しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2	1.3.1		現状の漁獲圧が対象資源の持続的生産に及ぼす影響 Flimitはどの程度Fcurrentを上回っているのか、資源評価票にあたる手間を省くためにも、定量的な説明をしてはいかがでしょうか。	「2014年の親魚量は54.8万トンでBlimit（22.1万トン）を上回り、提示されたFlimitの最大値はFmedを適用した場合の0.59であり、Fcurrent（0.32）を大きく上回っている（渡辺ほか 2016）ため、評価手法①により5点とする。」と修正しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2	1.3.3.1		漁業管理方策の有無 「TACはABCと等しく設定」と評価されてますが、実際のTACはマイワシ対馬暖流系群との合算です。	修正しました（6%は2014年親魚量を下回る確率でした）。P21の記述もあわせて修正しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2	1.3.3.2		予防的措置の有無 予防的措置とはABCtargetのことでしょうか？ABCtargetは、資源管理（TAC）には反映されていないと思いますが。	TACを決定するのは資源管理者の役割ですが、本項目ではTAC決定のプロセスではなく、漁獲管理規則（HCR）に具備すべき要件としての予防的措置の有無を評価の対象としました。「また、実際のTAC設定に当たっては不確実性を考慮して推定された将来予測を考慮している。」を加筆しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0.1.2	1.3.3.2	P22	1.3.3.2の評価（5点）について：漁獲方策上（ABC算定のための基本規則）では不確実性を考慮したABCtargetが設定されているが、実際のTACはABClimit（不確実性を考慮しないもの）に基づいている。このため、この点を追記するとともに、1点とすべきではないか？【マサバ太平洋系群へのコメントと同様】	「また、実際のTAC設定に当たっては不確実性を考慮して推定された将来予測を考慮している。」を加筆しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	1. 3. 3. 3		環境変化が及ぼす影響の考慮 調査船調査データなどが加入量予測に用いられると5点でなくなる理由が良く分かりませんでした。 1. 1. 1での各スコアが満点であることを踏まえれば、本系群への環境変化の影響はよく把握されていると理解されるとおもわれますが・・・。	研究成果から資源変動の予測はある程度出来ても、ABC算定に必要な次年度加入量の予測には、現段階では加入量と水温の関係は適用しておりません。誤解を招かぬよう文言を修正しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P25	4行目：「親潮」を追記すべきではないか？【マサバ太平洋系群へのコメントと同様】	「親潮」を追記しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	2. 1. 3	P31-32	2. 1. 3の評価（3点）について：3点とするにはその根拠（漁獲成績報告書に海洋環境や生態系の記述があること）の追記が必要。【マサバ太平洋系群へのコメントと同様】	海洋環境や生態系の情報があればより高得点（5点）になるのですが、漁獲成績報告書では「混獲や漁獲物組成等について部分的な情報を収集可能」との認識から3点としました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	2. 3. 1. 1		捕食者への影響 「捕食者の資源変動が～マイワシ1種の資源変動に大きな影響を受けるものではないことが推察される」ことから、配点は3点でなく4点でもよいと思いました。 3点とする場合は、どの捕食者が「一部の捕食者」に該当するのか明示したほうが、理解しやすいと思われます。	該当する種を追記しました。「一部の種」の減少はまき網によるマイワシ漁獲の影響という根拠は全くありませんが、データが少ない場合の予防措置的観点から作られた手順に従うため低めの点になりました。 「ただし、オオミズナギドリ、ウトウ、エトピリカ、カツオドリ、アジサシなど一部の捕食者で指摘される減少傾向を、評価の指針にある定量的変化とみれば評価は3点となる。」の記述を追加しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	2. 3. 1. 3		競争者への影響 上記と同様に、「資源変動がマイワシ漁獲の影響であるという論拠は見出せなかった」ことから配点は4点ではないか、3点とする場合には影響が懸念される競争者を明記したほうが良いかと思いました。	ご指摘に従い、「減少傾向のカタクチイワシについては、マイワシ同様気候変動に起因する長周期の資源変動が知られており（川崎2009）、その資源変動がマイワシ漁獲の影響であるという論拠は見いだせず、資源状態も中位水準であることから影響が懸念されるとまでは考えにくい。したがって4点とする。」のように修文しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	3. 1. 2		テクニカル・コントロール 配点基準の「一部」（4点）と「十分」（5点）の違いが分からないので、評価では5点でない理由を具体的にしながら、情報の利用者にとって、リスクの所在が分かり有益と思われる。	評価の違いの曖昧さについては手順書改訂の際に参考にさせていただきます。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	3. 1. 3. 1		環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制 配点基準の「相当」（4点）と「十分」（5点）の違いが分からないので、評価では5点でない理由を具体的にしながら、情報の利用者にとって、リスクの所在が分かり有益と思われる。	評価の違いの曖昧さについては手順書改訂の際に参考にさせていただきます。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	3. 2. 2		順応的管理 「TAC期中改定制度により～ABCの再評価、TACの再設定が行われている」については、一般にABCの下方修正に応じたTACの下方改定はないので、「順応的な管理が行われていると判断」するには、注意が必要かと思えます。	TACに下方改訂がないのは確かに減点要因ですが、その他複数の順応的管理の取り組みがされており、学術的な文献も揃っているため、5点としました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2		P55	下から4行目：「6～8月」となっているがその根拠となる海老沢2014の図によると「主に6～8月」と修正すべき。【マサバ太平洋系群ではメイン漁期が記載されている】 さらに、2011年以降の月別県別漁獲量（平成28年度第1回太平洋いわし類、マアジ、サバ類行基漁海況予報資料：中央水産研究所）によると、千葉県以北では2～7月が主と思われる。	指摘に従い修文しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	2. 3. 4	P57	<p>2. 3. 4 水質環境への影響</p> <p>利用できる情報がなく評価できないため1点となっているが、例えば労働条件の公平性では、「自殺者がいなかった」ことをもって、過酷な勤務状況でないとは推定している等、項目によっては、かなりアバウトな推定方法を用いている例も散見される。本項目は、国際条約に基づく国内法に合致しているかどうかが主な評価内容となっている。労働条件の公平性等の項目の評価方法と同レベルで行うべきである。例えば、「水質汚濁防止法等により摘発される事例はないことから、適切な処理を行っている」と推定される。」で4点。5点をとるためには、対象水域における濃度や蓄積量が低いことが確認されているとなっているが、このような指標で評価することはそもそもデータがどこの海域においても存在せず、決して5点をとれない配点となっているのでは。2、3点となると法令違反の可能性あり。情報不足で1点では、点数の絶対値では法令違反より低い点数となり、あまりに不合理ではないか。</p>	情報を精査し、記述を全面的に修正するとともに、4点の評価に変更しました。
マイワシ太平洋系群	Ver. 0. 1. 2	4. 2. 3. 3		<p>労働条件の公平性</p> <p>配点が3点となった理由は、外国人実習生について、「初めの技能習得期間の6ヶ月以上には、労働基準関連法令が適応される」が、6ヶ月未満の場合には適応されないというのは不公平だと判断されたからでしょうか。漁業者？の労働条件について同様な評価をしている4. 1. 3. 3では5点が配分されており、本項目と結果が異なる理由が良く分かりませんでした。</p>	「外国人実習生の問題が取り沙汰されているが、外国人実習生についても初めの技能習得期間の6ヶ月以上には、労働基準関連法令が適応される（厚生労働省 2016）。以上より、比較的公平性は高いと考えられるため、5点を配点する。」に修正しました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0. 0. 4		P1	下から6-7行目：渡辺ほか（2016）では2020年にBlimitを上回る確率は69%であるため、「極めて高い」には違和感がある。	Fmedですと69%ですが、本報告書では「現状の漁獲圧が続いた場合」とありますので、Fcurrentでの確率（100%）を参照しました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0. 0. 4		P3	14行目：「漁獲量の75%は北部太平洋海区大中型まき網漁業によって水揚」となっているが、27年度資源評価（図5）によると、太平洋側では中区と南区の漁獲量が大部分であり（P15にも漁獲の中心に関する同様な記載がある）、「75%」と整合しない。また、P5には2014年の太平洋側のマアジの漁獲量はまき網が63%との記載とも整合しない。そのため、北部太平洋海区大中型まき網漁業（北まき）に絞って解析したことには疑問がある。また、マアジの太平洋北区の漁獲量は全魚種の0.67%（P31の記載）に過ぎず、水揚の大半は千葉県で得られており、マサバやマイワシに比して分布はより南側にあるので、生態系の考慮において太平洋北区を対象としマサバとマイワシと同列に記載することには違和感がある（例えば、マイワシとマイワシの捕食者としてミンククジラ、キタオットセイ、ネズミザメが挙げられているが、マアジの捕食者はより南方性のキハダやソウダガツオとされている）。さらに、P4には日本のマアジの漁獲量はまき網が84%とされているが、北まきについて（参考として述べるのは良いが）マアジ太平洋系群の代表漁業とするには疑問がある。	ご指摘の通りであることは認識しておりますが、今回は太平洋北区のマアジのみを対象としておりますので、問題はないと思います。但し、漁獲量組成についてはその後の調査で誤りが見つかりましたので修正しました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0. 0. 4	1. 1. 3. 1	P8	1. 1. 3. 1の評価（5点）について：チューニングVPAについては以下のような問題点が指摘されている（岡村・市野川2016）ため、これらの点を追記するとともに4.5点としてはどうか？：【マサバ太平洋系群へのコメント参照】	コホート解析で資源量を推定した場合は、手順書の評価手順①を適用しますが、本評価では「最近の推定値の不確実性」についてチューニングを行って考慮した場合を5点、そうでない場合を4点としました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0. 0. 4	1. 1. 3. 2		<p>資源評価の客観性</p> <p>マイワシと同じコメントです。外部査読としてよいのかわかりません（個人的には当たらないような気がします）。</p>	資源評価報告書案については、外部委員による査読を受け修正した後、内部検討会に臨んでいると理解しております。「報告書作成過程では、複数の外部有識者による査読を受け、外部有識者の意見を踏まえた報告書を作成し、さらに公開のブロックの資源評価会議に諮っている。」に修正しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	1.3.3.2	P11	1.3.3.2の評価(5点)について:漁獲方策上(ABC算定のための基本規則)では不確実性を考慮したABCtargetが設定されているが、実際のTACはABClimit(不確実性を考慮しないもの)に基づいている。このため、この点を追記するとともに、1点とすべきではないか?【マサバ太平洋系群へのコメントと同様】	TACを決定するのは資源管理者の役割ですが、本項目ではTAC決定のプロセスではなく、漁獲管理規則(HCR)に具備すべき要件としての予防的措置の有無を評価の対象としました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	1.3.3.2		予防的措置の有無 「予防的措置は計算されていればよい」というのは評価をしている者からの観点かと思えます。外から見ると、予防的措置を考慮した管理措置が適用されているかどうかという趣旨に感じるのではないかと思います。	「報告書作成過程では、複数の外部有識者による査読を受け、外部有識者の意見を踏まえた報告書を作成し、さらに公開のブロックの資源評価会議に諮っている。」に修正しました。
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	1.3.3.5		漁業管理方策への遊漁、外国漁船、IUU漁業などの考慮 外国漁船はないという場合は、完全に考慮した漁業管理方策の提案がされている5点となるのではないのでしょうか。また、外国漁船やIUUはないかもしれませんが遊漁もないということではないのでしょうか。	ない場合は、本項目は評価の対象外となり、上位項目の評価に影響を与えない形となっております。
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4		P13	4行目:評価対象を太平洋北区とすることには違和感がある。【P3へのコメント参照】	P3への対応と同じ
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	2.1.1		海洋環境や生態系に与える影響を評価するために必要な基盤情報の蓄積 4点の「リスクベース評価を実施できる情報がある」と、5点の「現場観測～情報がそろっている」の違いがわかりにくいと思えます。	リスクベース評価は、利用できるデータが十分ではない場合に、悪影響を及ぼす潜在的リスクを予防的に評価する手法ですが、これは不確実性が高いため最高でも4点に制限しております。一方、データが豊富でモデル等を用いた定量的評価ができる場合が「現場観測～情報がそろっている」となります。用語のわかりにくさについては今後検討して参ります。
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	2.1.2		海洋環境や生態系に関する科学調査の実施 ・委託事業名は不要かと思えます(サメ類調査も本事業で実施していないと思えます) ・この項目と2.1.1の違いがよくわかりません(同じことをいっているように感じました)。	事業名削除しました。 2.1.1は生態系の構造、機能に関して全体的に情報が蓄積されているかという観点ですが、2.1.2は定常でない海洋環境、生態系について、その変化が科学的にモニタリングされているかという観点です。2.1.3は評価対象となる漁業が、評価や順応的管理に必要な情報を自ら収集しているかという点です。
マアジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	2.3.4	P36	2.3.4 水質環境への影響 利用できる情報がなく評価できないため1点となっているが、例えば労働条件の公平性では、「自殺者がいなかった」ことをもって、過酷な勤務状況でないと推定している等、項目によっては、かなりアバウトな推定方法を用いている例も散見される。 本項目は、国際条約に基づく国内法に合致しているかどうかが主な評価内容となっている。労働条件の公平性等の項目の評価方法と同レベルで行うべきである。例えば、「水質汚濁防止法等により摘発される事例はないことから、適切な処理を行っている」と推定される。」で4点。5点をとるためには、対象水域における濃度や蓄積量が低いことが確認されているとなっているが、このような指標で評価することはそもそもデータがどの海域においても存在せず、決して5点をとれない配点となっているのでは。2,3点となると法令違反の可能性あり。情報不足で1点では、点数の絶対値では法令違反より低い点数となり、あまりに不合理ではないか。	情報を精査し、記述を全面的に修正するとともに、4点の評価に変更しました。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
マジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	2.3.4	P36	2.3.4 水質環境への影響 ・何かを排出しながら行う漁業というのはあるのでしょうか。（具体的にイメージできないのですが、全ての魚種で1点になりませんか？）	情報を精査し、記述を全面的に修正するとともに、4点の評価に変更しました。
マジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	4.2.3.3		労働条件の公平性 ・5点になるには何が足りないのでしょうか。	「外国人実習生の問題が取り沙汰されているが、外国人実習生についても初めの技能習得期間の6ヶ月以上には、労働基準関連法令が適応される（厚生労働省 2016）。以上より、比較的公平性は高いと考えられるため、5点を配点する。」に修正しました。
マジ太平洋系群	Ver. 0.0.4	4.3.2.2	P53	水産関係者の所得水準 北まきに意見を聞くことが必要。	公開の引用文献にはしにくいいため、原文のままとしました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4			より重要種から取り組むべきではないか？	絶滅危惧種についても優先的に評価を進めることとしているため、取り上げました
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	全般		絶滅危惧種であり、1999年に966尾、2011～2012年にわずか23尾しか出荷されていない種であるが、資源の持続性を考えれば漁獲対象とはなりえないと考える。しかし、そのニュアンスがあまり伝わってこないように感じる。一方「資源の状態」「漁業の管理」の評価軸で1.6と1.4であり点数はメリハリがついていると考えられる。このため、概要の書きぶりで絶滅危惧種であることや資源の絶対量が少ないことをもう少し踏み込んで記述してはどうか。	以下のご指摘とあわせて、記述を修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4			1999年において966尾、2011～12年で23尾の出荷量。現在の出荷量は不明。出荷された事実はあるが、これは漁業対象になっているといえるのか。	採捕された場合には流通することもあるとのことでしたので、このままといたします。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4			5. 健康と安全・安心に旬と目利きのアドバイスが掲載されているが、消費者がアオギスを目にする機会があるとは考えられず、このように評価することの意義が理解できない。	指摘に従い記述を修正しました
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4			近年の出荷実績が大分県の中津漁協であることから、中津漁協の取組のみが掲載されているが、現実的な漁業対象種となっていないのであり、本種を対象とした漁業管理がなされていないのは当然である。しかしながら、単純に評価してしまえば、点数が低くなり、これでは、あたかも中津漁協が管理をしなかったから、アオギスが絶滅危惧種になったとの印象を消費者等に与えることになるのではないか。	アオギスは混獲物ではありますが、希少種は一般的に分布域が限定されているため、当該魚種自体は中津支店と関連性が薄いにもかかわらず、中津支店のみを評価するようになりました。記述については精査して誤解のないようにします
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4			アオギスについて、中津漁協のみを取り上げ、収益性等について評価を行うことに非常に違和感を感じる。当事者の大分県、中津漁協の意見をよく聞くことが必要。	同上
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	1.1.3.2		資源評価の客観性 2点の基準が定められていませんが、基準を定めるもしくは基準のない配点値は使わない方がよいのではないのでしょうか（今更採点基準に関するコメントで恐縮ですが）	理由に合理性があれば、中間点も使用できると考えています。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	4.1.2.1 4.1.2.2		収入の安定性 漁獲量の安定性 H12からH21にかけて中津市の漁獲高は約半減しているのに対し、漁獲量は約1/4になっている。漁業者数が減少しているため、個人で見ると比較的安定しているという評価と考えるが、そのような説明が無いと分かりにくい	この項目は収入及び漁獲量の年ごとの変動を標準偏差を用いて数値化しており、年の変動が小さければ安定しているという評価です。高い（低い）収入（漁獲）で推移しているという項目は4.1.1.1などで評価しております。

評価報告書	ver	項目番号	ページ	意見内容	対応
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	4.2.2.1		衛生管理 「衛生管理を目指している」だけで5点を配点することは不適ではないか。3点が妥当と考える（実際に水揚げがなされる漁港が高度衛生管理型になっていれば5点）	ご指摘の通りです。目標にも掲げていない地域もあるので、その差別をしたいところですが、根拠となるものが無いので3点に修正します。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	4.2.3.1		操業の安全性 1点ではなく3点ではないか	「平成25年度の大分県の製造業では労働災害発生率は8万人中240人であり、1,000人当たり3人であった（大分県労働局2013, 大分県労働局2013）。4点を配点する。」と修正しました
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	全体		絶滅危惧種であるアオギス資源に、大分県漁協中津支店の建網漁業が悪影響を及ぼしている旨の記述となっていることから、公表された際に外部から当該漁業への規制圧力が高まる懸念がある。	ご指摘を考慮して、記述を修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4	全体		「大分県漁業協同組合中津支店」が正式名称だが、記載箇所によって表現がまちまち	ご指摘に従い修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4		3ページ 3行目	「その着業者数・網数などは公的に制限されている。中津支所は、会員である各漁業者からほぼ毎日報告される漁獲量を集計し、操業を管理するとともに、各種情報提供・指導等を行っている。しかし、これらの管理は建網全体に関するものであり」→削除	ご指摘に従い削除しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4		3ページ 下から9 行目	漁獲量は636～ 2,214トン→ 中津支店の漁獲量は636～ 2,214トン	ご指摘に従い修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4		35ページ 4行～ 6行他	建て網→建網	ご指摘に従い修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4		39ページ 下から 7行目	「本漁業が水揚げする漁港では、製氷、冷蔵、冷凍施設や道路、空港などのインフラ整備が進んでいる」→事実と異なるので修正が必要	「本漁業が水揚げする漁港では、主に活魚槽に入れて市場に出すなど、製氷設備の必要がなく、また近くから氷を調達することが出来る。そのため5点を配点する。」と修正しました。
アオギス瀬戸内海西部	Ver. 0.0.4		42ページ 下から 4行目	「漁業において女性部が設立されており」→ 「大分県漁協において女性部が組織されており」	ご指摘に従い修正しました。